

『現象学年報』論文掲載可否審査の基準

日本現象学会編集委員会

2022 年 8 月制定

1. 掲載可否審査の目的

掲載可否基準は、『現象学年報』（以下、本誌）に投稿された論文を公正かつ客観的に評価し、その水準が本誌にふさわしいものであるか否かを判定することを目的とする。

2. 審査委員の決定

2.1 論文の審査には、編集委員会が決定した査読者があたる。

2.2 査読者は原則として日本現象学会の会員が務める。ただし必要に応じて、会員外の学識者に査読を依頼することもある。

2.3 編集委員は、投稿論文一篇につき、専門分野・所属などを考慮して、3名の査読者を選出する。

3. 審査方式

3.1 査読はダブルブラインド方式で行う。各査読者に対しても、当該論文の他の査読者が誰であるのかは明かされない。

3.2 投稿論文の評価は7点を最高点とする7段階評価で行う。

3.3 審査にあたっては、評点とともにコメント（「総評」と「要修正箇所」）を付す。

3.4 論文の投稿者には、編集委員会によって取りまとめられた査読コメントが開示される。なおその際に、必要に応じて、編集委員会からのコメントがそのように明記されたうえで追加されることがある。

3.5 査読者三名の合計点が14点以上であることを採用のための最低限の条件として、以下の基準で判定を下す。

- 不採用
- 再査読（修正のうえ再投稿）
- 条件付き採用（査読コメントに応じて修正した原稿を掲載）
- 採用（誤字や誤記の修正を行っただけの原稿を原則として掲載する。ただし、査読コメントに応じた修正をすることは可能とする）

3.6 再査読は一回のみとする。

3.7 再査読の判定基準も3.5と同様のものを採用する。ただし、再査読時の合計点が「再査読」と判定されるものであった場合には、当該論文を不採用とする。

3.8 条件付き採用および採用となった論文の修正が査読コメントに照らして適切であるかどうかは、編集委員会が確認する。

4. 掲載可否の決定

『現象学年報』への掲載の可否については、上記 3.5 の基準に基づいて編集委員会が原案を作成し、委員会に諮り、全委員の半数以上の承認をもって決定する。

5. 評価の基準となる項目

- a. 主題の適切さ(論文の主題は、現象学年報で扱うテーマにふさわしいものであるか)
- b. 論題の適切さ(論文タイトルは、内容を適切に表しているか)
- c. 投稿規程の遵守(論文は、総字数などの投稿規程に定められた要件を満たしているか)
- d. 論旨と構成の明確さ・論理性(論文の主張および構成は、論理的に妥当で明確であるか)
- e. 主張・論点の独自性(論文に、その独自の主張や論点が示されているか)
- f. 先行研究への配慮(当該分野の先行研究や基礎知識が、適切に踏まえられているか)
- g. その他(重大な誤りや不備がないか、不適切な記述・表現がないか、等)